

職員の処分について

【案件1】片瀬市民センター職員の公用車の交通事故について

1 概要

本件は、市民自治部片瀬市民センターに所属していた職員が、2018年10月19日に藤沢市片瀬山にて公用車を運転中に、安全運転義務を怠り街路樹に衝突する交通事故を起こし、同乗していた臨時職員に左鎖骨骨折の傷害を負わせたものです。

これは、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」及び同法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触し、同法第29条第1項第1号及び第2号に該当するので、同項の規定に基づく懲戒処分として、次のとおり処分することと決定しました。

2 処分の内容

(当事者)

市民自治部片瀬市民センター 上級主査（男性64歳）（所属は当時）

戒告

【案件2】保健予防課職員の交通事故について

1 概要

本件は、福祉健康部保健予防課に所属する職員が、2017年12月28日に普通乗用自動車を運転中、新潟県長岡市の北陸自動車道において、最高速度の遵守など自動車運転上の注意義務を怠ったため、ガードレール等に衝突し停車していたところを後続の大型貨物自動車2台と衝突し、同乗していた長女及び長男を死傷させたものです。

これは、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」及び同法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するので、同項の規定に基づき懲戒処分として、次のとおり処分することと決定しました。

2 処分の内容

(当事者)

福祉健康部保健予防課 主査（女性48歳）

減給10分の1 1月

以上